

令和4年度吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金

対象者募集要項

市内中小企業者の販路開拓等支援を目的として、ホームページの新規作成や改修、自社 PR 動画の作成を行った中小企業者に対する作成経費の補助を行うに当たって、補助対象者を募集します。

1 補助事業の内容

(1) 補助対象事業

市に登録されているホームページ等作成事業者に、ア～ウのいずれかを委託するもの

ア ホームページを所有していない事業者が、新たにホームページを作成する事業

イ 市が定める機能を搭載した高機能ホームページ※への改修、又は新規作成を行う事業

ウ 自社の概要や自社製品の PR 動画を作成する事業

※高機能ホームページとは

下記の表の必達項目の機能を全て搭載し、かつ、任意項目の機能を2つ以上搭載しているホームページのことを指します。これらの項目の機能を搭載しているかは、委託先である市の登録作成事業者が作成する仕様確認書をもって確認します。

必達項目	(1) スマートフォン対応を行っている
	(2) A4 プリントした際に 10 ページ以上のページ数がある
	(3) 問い合わせフォームの搭載
任意項目	(4) 採用フォームの搭載
	(5) 見積フォームの搭載
	(6) ホームページ内に動画の挿入
	(7) SEO 対策を行っている
	(8) 外部ソーシャルネットワーキングサービスサイトから自社ホームページへのアクセスの誘導を行っている
	(9) 電子商取引サイトを活用しており、かつ自社ホームページから電子商取引サイトへのアクセスの誘導を行っている
	(10) 障がい者や高齢者に配慮したホームページとなっている

(2) 補助対象経費

ホームページの新規作成、改修、自社 PR 動画の作成を行うための市の登録作成事業者への外部委託費

※サーバーの管理費用等の経常経費については補助対象となりません。

(3) 補助金の額、申請回数等

ア 補助率

補助対象経費の2分の1以内

イ 補助上限額

(ア) 高機能ホームページの新規作成、高機能ホームページへ改修及び自社PR動画の作成
20万円

(イ) 高機能の要件を満たさないホームページの新規作成
5万円

ウ 事業所に対する補助金交付回数

1回限り

※ただし、令和2年度以前にホームページ新規作成事業に対して補助金の交付を受けた事業者に関しては、高機能ホームページへの改修、自社PR動画の作成について補助金（上限20万円）の申請が可能。

ホームページや動画の作成を委託することができるのは、事前に市に登録している登録作成業者に限ります。登録作成業者は、吹田市のホームページ上で確認することができます。

なお、登録作成業者の受付は令和4年4月11日（月）から令和4年6月30日（木）まで行っていますので、現在登録のない事業者であっても、申し込み期間中に当該事業者
に事前に登録手続を行ってもらうことで、委託を行うことができます。（登録手続については吹田市のホームページ上で確認を行うか、直接お問合せください。）

2 対象者の要件

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人）であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業を営んでいないこと。
- (3) 吹田市の市民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

3 申請方法

次の書類を提出してください。なお、提出いただいた書類については返却いたしません。

(1) 提出書類

※ア～ウは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

ア 吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金交付申請書（様式第1号）

イ 企業概要書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 仕様確認書（市の登録作成業者に記入していただく必要があります）

オ 登録作成事業者への作成委託費用がわかる見積書の写し
カ 直近の事業年度に係る市町村民税の納税証明書

(2) 提出方法

(1)の提出書類を地域経済振興室（市役所低層棟3階 316番窓口）へ郵送（レターパックライト）により提出してください。

(3) 受付期間

令和4年5月6日（金）～ 令和5年3月10日（金）

(4) 事業開始（ホームページの作成や改修、動画の作成着手）時期

補助金の交付申請手続き後、本市から交付決定通知書を発行します。ホームページの作成や改修、動画の作成に係る委託事業者への発注については、当該交付決定通知書の発行日以降に行う必要があります。交付決定通知書の発行日以前に発注を行った場合には、補助金の交付ができませんので御注意ください。

(5) 事業完了（ホームページの作成や改修、動画の作成完了）時期

登録作成事業者への発注によるホームページの作成、改修及び動画の作成作業については、令和5年3月31日（金）までに完了※していただく必要があります。

令和5年3月31日（金）までに作成、公開が完了しない場合には、補助金の交付ができませんので御注意ください。（登録作成事業者に対する費用の支払いも令和5年3月31日（金）までに完了しておく必要があります。）

※ここでの完了とは、ホームページや動画がウェブサイト上に公開されることをいいます。

▼ 申請から補助金交付までの流れ

